

名称候補選定基準について

1 目的

名称候補選定基準のうち、停留場近辺の歴史文化施設の名称については、有識者委員と検討を行い、その結果、当初（案）のとおり「停留場近辺の歴史的・文化的施設の名称」と設定することになったことから、その内容について報告するもの

2 名称選定に係る基本的な考え方

(1) 名称の前提

- ・ 停留場の名称は、L R T利用者が乗降する場所を示すものである。
- ・ 停留場の名称は、芳賀町・宇都宮市が設置する公共施設の名称である。

(2) 名称として求められるもの

- ・ 町民・市民や利用者に対して、その場所を分りやすく示す明示性
- ・ 公共施設としての公平性
- ・ 長期間継続的に使用していく永続性

3 名称候補選定基準

- ・ 停留場所在地の町名
- ・ 停留場が所在する地域を表す名称
- ・ 停留場近辺の公共施設（法令等に基づき設置された施設）の名称
- ・ 停留場近辺の歴史的・文化的施設の名称
- ・ 停留場近辺の交差点の名称
- ・ 停留場近辺の鉄道駅の名称
- ・ 上記名称と位置関係の分かる文言（方角等）と組み合わせた名称

【留意事項】

- ① 難読名称は避け、読みやすい名称とする。
- ② 間違いやすい名称や長い名称は避ける。
- ③ 特定の個人や法人（団体を含む。）の名称は避ける。